



山形県公報

平成16年8月6日(金)
第1565号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県立米沢女子短期大学学則の一部を改正する規則..... ( 学術振興課 ) ...915

### 告 示

有害図書類の指定..... ( 文化振興課 ) ...916

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程..... ( 健康福祉企画課 ) ...917

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程..... ( 児童家庭課 ) ... 同

指定居宅介護支援事業者の指定..... ( 最上総合支庁福祉課 ) ...918

土地改良事業施行の適当の決定..... ( 村山総合支庁農村計画課 ) ... 同

土地改良事業施行の認可..... ( 最上総合支庁農村計画課 ) ... 同

同..... ( 同 ) ... 同

同..... ( 庄内総合支庁農村計画課 ) ... 同

県営土地改良事業計画の決定..... ( 同 ) ...919

開発行為に関する工事の完了..... ( 村山総合支庁建築課 ) ... 同

建設業者に対する営業停止の処分..... ( 置賜総合支庁建設総務課 ) ... 同

同..... ( 置賜総合支庁西置賜総務建築課 ) ...920

### 人事委員会関係

### 告 示

平成16年度山形県職員採用中級試験の実施.....921

平成16年度山形県職員採用初級試験の実施.....923

### 公 告

平成16年度砂利採取業務主任者試験の実施..... ( 産業政策課 ) ...925

大規模小売店舗の変更の届出..... ( 商業振興課 ) ... 同

同..... ( 同 ) ...926

監査結果の公表..... ( 監 査 委 員 ) ...927

一般競争入札の公告..... ( 病院事業局 ) ...930

## 規 則

山形県立米沢女子短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年8月6日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第57号

山形県立米沢女子短期大学学則の一部を改正する規則

山形県立米沢女子短期大学学則(昭和48年3月県規則第7号)の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が大学運営上支障がないと認めるときは、在籍する学科以外の学科の区分に応じた資格及び免許状を取得することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

山形県告示第825号

山形県青少年保護条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成16年 8月 6日

山形県知事 高 橋 和 雄

( 図 書 )

| 指定<br>番号 | 題 名                    | 図 書 コ ー ド    | 発 行 所 等     | 指 定 の 理 由                           |
|----------|------------------------|--------------|-------------|-------------------------------------|
| 8152     | ドキッ！スペシャル8月号           | 16611 - 8    | (株) 竹 書 房   | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 8153     | ファンタジカクテル8月号           | 17889 - 8    | 富士美出版(株)    |                                     |
| 8154     | 人妻模様最終章                | 50163 - 43   | (株) 双 葉 社   |                                     |
| 8155     | 大紀の気持ち良かったH話 伝説のコ見つけ！編 | 50163 - 29   | (株) 双 葉 社   |                                     |
| 8156     | ふたりエッチ25               | 44320 - 07   | (株) 白 泉 社   |                                     |
| 8157     | AYA (アヤ)               | コード不明        | (株) 竹 書 房   |                                     |
| 8158     | ナインラブレターズ              | 57607 - 55   | (株) 竹 書 房   |                                     |
| 8159     | 男と女の快樂大全 純粋性愛編         | 50721 - 90   | 実業之日本社      |                                     |
| 8160     | Kissui (きっすい) 8月号      | 02801 - 8    | 英知出版(株)     |                                     |
| 8161     | Comic人妻熟女ざかり8月号        | 13721 - 8    | (株) 桃 園 書 房 |                                     |
| 8162     | オトナの(実名では話せない)秘密の告白8月号 | 02195 - 8    | 雄 出 版 (株)   |                                     |
| 8163     | 本当にあった人妻の浮気話8月号        | 18123 - 8    | ミリオン出版(株)   |                                     |
| 8164     | ザ・愛の体験Best VOL.7       | 11586 - 8/14 | 竹 書 房       |                                     |
| 8165     | 危険な愛体験Special 8月号      | 02893 - 08   | 新 英 社       |                                     |
| 8166     | レディースコミック微熱8月号         | 09663 - 8    | セ ブ ン 新 社   |                                     |
| 8167     | パソコンパラダイス8月号           | 07483 - 08   | (株)メディアックス  |                                     |

|      |             |            |            |  |
|------|-------------|------------|------------|--|
| 8168 | コミックマノン 8月号 | 13773 - 08 | ㈱マガジン・マガジン |  |
|------|-------------|------------|------------|--|

《参考》青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定(包括基準)に該当する有害図書類  
(図書)

| 番号 | 題名       | 区分        | 発行所等   |
|----|----------|-----------|--------|
| 1  | 出会いの達人   | 04134 - 2 | ㈱ビデオ出版 |
| 2  | モー好きに犯して | コード不明     | 交尾堂    |

(録画テープ等)

| 番号 | 題名                 | 区分  | 発行所等            |
|----|--------------------|-----|-----------------|
| 1  | 女子高生にズキューン1        | ビデオ | EIGHTEEN NOTE   |
| 2  | K3GAL'S COLLECTION | DVD | ㈱メディアコミュニケーションズ |
| 3  | 強姦現場美人妻異物挿入        | DVD | (有)ロビンソン        |

#### 山形県告示第826号

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年8月6日

山形県知事 高橋和雄

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程(昭和42年7月県告示第697号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「年0.425パーセント」を「年0.475パーセント」に、「年0.85パーセント」を「年0.95パーセント」に改める。

附則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成16年7月14日から適用する。
- 平成16年7月14日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際借入金残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

#### 山形県告示第827号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年8月6日

山形県知事 高橋和雄

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。  
第2条中「年0.85パーセント」を「年0.95パーセント」に改める。

附則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成16年7月14日から適用する。
- 平成16年7月14日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

## 山形県告示第828号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成16年 8 月 6 日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地            | 事業所の名称及び所在地                           | 指定年月日      |
|--------------------------------|---------------------------------------|------------|
| 医療法人 永井医院<br>最上郡最上町大字向町536番地の9 | 永井医院指定居宅介護支援事業所<br>最上郡最上町大字向町533番地の60 | 平成16. 7.28 |

## 山形県告示第829号

山形農業協同組合から土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により平成16年7月28日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 8 月 6 日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 縦覧に供する書類の名称

(1) 新規土地改良事業計画書の写し(上平地区)

(2) 山形農業協同組合定款の写し

## 2 縦覧に供する場所

山形市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成16年8月13日から同年9月10日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第830号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。  
平成16年 8 月 6 日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 土地改良事業を行う者の名称

泉田川土地改良区(塩野東2期地区農業用排水施設)

## 2 認可年月日

平成16年7月23日

## 山形県告示第831号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。  
平成16年 8 月 6 日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 土地改良事業を行う者の名称

泉田川土地改良区(塩野東2期地区暗渠排水)

## 2 認可年月日

平成16年7月23日

## 山形県告示第832号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。  
平成16年 8 月 6 日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 土地改良事業を行う者の名称

八沢川土地改良区

2 認可年月日

平成16年 7 月 20 日

山形県告示第833号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営対馬地区土地改良(水田農業振興緊急整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 8 月 6 日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 縦覧に供する書類の名称

県営対馬地区土地改良(水田農業振興緊急整備)事業計画書の写し

2 縦覧に供する場所

三川町役場

3 縦覧に供する期間

平成16年 8 月 16 日から同年 9 月 13 日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異義がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第834号

次の開発行為は、完了した。

平成16年 8 月 6 日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 許可番号

平成15年 9 月 22 日 指令村総建第5015号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上山市泉川字東河原510番17

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上山市泉川字東河原510番地の17

木村 元治

山形県告示第835号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成16年 8 月 6 日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 処分をした年月日

平成16年 8 月 3 日

2 処分を受けた者

(1) 商号 置賜建設株式会社

(2) 主たる営業所の所在地 米沢市大字花沢387番地 1

(3) 代表者の氏名 川野 敬典

(4) 許可番号 山形県知事許可(特-15)第500909号

3 処分の内容

建設業の営業のうち、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)若しくは建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は建設費について国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けている建設工事で、土木工事業に係わるもの(下請契約によるものを含む。)について、平成16年 8 月 13 日から平成16年 9 月 3 日までの22日間の営業の停止

4 処分の原因となった事実

置賜建設株式会社は、平成12年に東北地方建設局山形工事事務所(現東北地方整備局山形河川国道事務所)が

発注した歌丸護岸工事において、建設業法第22条で禁止されている一括下請負が下請業者間で行われていることを容易に認識しうる立場にありながら、直接二次下請業者（須貝建設株式会社）に施行を指示し、一括下請負の状態を放置するとともに、元請業者としての一次下請業者に対する指導義務を怠った。さらに、施工体系図に契約を締結した一次下請業者名を記載せず、事実と異なる施行体系図を発注者に提出したことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

## 山形県告示第836号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成16年 8月 6日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 処分をした年月日  
平成16年 8月 3日
- (2) 処分を受けた者  
イ 商号 置賜土木株式会社  
ロ 主たる営業所の所在地 長井市高野町一丁目 4 番16号  
ハ 代表者の氏名 落合 義雄  
ニ 許可番号 山形県知事許可（般 - 13）第600281号
- (3) 処分の内容  
建設業の営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は建設費について国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けている建設工事、土木工事業に係わるもの（下請契約によるものを含む。）について、平成16年 8月13日から同年 8月27日までの15日間の営業の停止
- (4) 処分の原因となった事実  
置賜土木株式会社 が、平成12年に置賜建設株式会社から請け負った東北地方建設局山形工事事務所（現東北地方整備局山形河川国道事務所）発注の歌丸護岸工事において、株式会社梅津組に一括して工事を請け負わせたことは、建設業法第28条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日  
平成16年 8月 3日
- (2) 処分を受けた者  
イ 商号 小国開発株式会社  
ロ 主たる営業所の所在地 西置賜郡小国町大字岩井沢765番地  
ハ 代表者の氏名 柿崎 清  
ニ 許可番号 山形県知事許可（般・特 - 12）第600347号
- (3) 処分の内容  
建設業の営業のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は建設費について国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けている建設工事、土木工事業に係わるもの（下請契約によるものを含む。）について、平成16年 8月13日から平成16年 8月22日までの10日間の営業の停止
- (4) 処分の原因となった事実  
小国開発株式会社 が、平成12年に置賜建設株式会社から請け負った東北地方建設局山形工事事務所（現東北地方整備局山形河川国道事務所）発注の歌丸護岸工事において、須貝建設株式会社に一括して工事を請け負わせたことは、建設業法第28条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日  
平成16年 8月 3日
- (2) 処分を受けた者  
イ 商号 須貝建設株式会社  
ロ 主たる営業所の所在地 長井市今泉1812番地  
ハ 代表者の氏名 須貝 勝子  
ニ 許可番号 山形県知事許可（般・特 - 13）第600004号

## (3) 処分の内容

建設業の営業のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)若しくは建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は建設費について国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けている建設工事で、土木工事業に係わるもの(下請契約によるものを含む。)について、平成16年8月13日から平成16年8月22日までの10日間の営業の停止

## (4) 処分の原因となった事実

須貝建設株式会社が、東北地方建設局山形工事事務所(現東北地方整備局山形河川国道事務所)発注の歌丸護岸工事において、小国開発株式会社から一括して工事を請け負ったことは、建設業法第28条第1項第4号に該当する。

## 人事委員会関係

## 告 示

## 山形県人事委員会告示第6号

平成16年度山形県職員採用中級試験を次のとおり実施する。

平成16年8月6日

山形県人事委員会

委員長 古 澤 茂 堂

## 1 試験の名称

平成16年度山形県職員採用中級試験

## 2 試験区分及び採用予定人員

栄養士 若干名、保育士 若干名

## 3 試験の程度

短期大学卒業程度

## 4 対象となる職

| 試験区分 | 対象となる職                  |
|------|-------------------------|
| 栄養士  | 医療職給料表(2)1級の職又はこれに相当する職 |
| 保育士  | 医療職給料表(2)1級の職           |

## 5 給 与

この試験に合格し採用された者は、「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受け、その場合の給料は、原則として次表のとおりであり、このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

| 試験区分 | 適用給料表     | 給 料       |
|------|-----------|-----------|
| 栄養士  | 医療職給料表(2) | 1 級 4 号 給 |
| 保育士  | 医療職給料表(2) | 1 級 4 号 給 |

なお、公営企業の管理者が定める職に採用された場合もこれとほぼ同額の給料及び諸手当が支給される。

## 6 受験資格

昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者で、かつ、次表の右欄の資格要件を満たす者。ただし、地方公務員法第16条の規定に該当する者は、受験できない。

| 試 験 区 分 | 資 格 要 件                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------|
| 栄 養 士   | 栄養士の免許を有する者又は平成17年 3月31日までに当該免許を取得する見込みの者               |
| 保 育 士   | 保母の資格を有する者又は保育士の資格を有する者若しくは平成17年 3月31日までに当該資格を取得する見込みの者 |

## 7 第 1 次試験

## (1) 試験種目

教養試験（多枝選択式）及び専門試験（多枝選択式）  
専門試験の出題分野は別表のとおりとする。

## (2) 試験の実施日

平成16年 9月26日(日)

## (3) 試験地

山 形 市

## (4) 第 1 次試験合格者発表

平成16年10月 7日(木)(予定)に山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。  
なお、合格者には書面で通知する。

## 8 第 2 次試験

## (1) 試験種目

作文試験及び人物試験

## (2) 試験の実施日(予定)

平成16年10月19日(火)及び10月27日(水)から10月29日(金)までのうち指定する 1日

## (3) 試験地

山 形 市

## 9 最終合格者発表(予定)

平成16年11月下旬に山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。  
なお、合格者には書面で通知する。

## 10 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者はそれぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

## 11 受験手続

## (1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

なお、郵便で受験申込書の請求を行う場合は、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形 2号)を必ず同封すること。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書等に必要事項を記入し、本人の写真を写真欄にはり、80円切手をはったあて先明記の受験票返信用封筒(長形 3号封筒)を添付し、山形県人事委員会事務局(山形市松波二丁目 8番 1号 郵便番号990-8570)に郵送するか又は直接持参すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に「 受験」( は試験区分名。)と朱書するとともに、配達記録郵便又は簡易書留等の確実な方法によること。

## (3) 受験申込期間及び時間

平成16年 8月16日(月)から 9月 3日(金)まで(持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前 8時30分から午後 5時まで。)

なお、郵送による申込みは、平成16年 9月 3日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

## 12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、山形県人事委員会事務局に行うこと。



- (2) 受験に関する問い合わせを郵便で行う場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

## 別表

## 専門試験(多枝選択式)出題分野

| 試験区分 | 出題分野                                            |
|------|-------------------------------------------------|
| 栄養士  | 公衆衛生、栄養・臨床栄養、食品・食品衛生、給食管理・調理、栄養指導・教育            |
| 保育士  | 社会福祉、児童福祉(養護原理を含む。)発達心理(精神保健を含む。)保育原理、保育内容、保健衛生 |

## 山形県人事委員会告示第7号

平成16年度山形県職員採用初級試験を次のとおり実施する。

平成16年8月6日

山形県人事委員会

委員長 古澤茂堂

- 1 試験の名称  
平成16年度山形県職員採用初級試験
- 2 試験区分及び採用予定人員  
行政 約10名、警察行政 若干名、土木 若干名、農業土木 若干名
- 3 試験の程度  
高等学校卒業程度
- 4 対象となる職  
行政職給料表の職務の級1級の職又はこれに相当する職
- 5 給与  
この試験に合格し採用された者は、「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受け、その場合の給料は、原則として行政職給料表1級3号給であり、このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。  
なお、公営企業の管理者が定める職に採用された場合もこれとほぼ同額の給料及び諸手当が支給される。
- 6 受験資格  
昭和58年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は受験できない。  
学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成17年3月31日までに卒業見込みの者  
人事委員会がに掲げる者と同等の資格があると認める者  
日本の国籍を有しない者  
地方公務員法第16条の規定に該当する者
- 7 第1次試験
  - (1) 試験種目  
教養試験(多枝選択式)、専門試験(多枝選択式)及び適性試験。ただし、専門試験は土木、農業土木について、適性試験は行政、警察行政について実施する。  
専門試験の出題分野は別表のとおりとする。
  - (2) 試験の実施日  
平成16年9月26日(日)
  - (3) 試験地  
山形市、米沢市、新庄市、三川町
  - (4) 第1次試験合格者発表  
平成16年10月7日(木)(予定)に山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。  
なお、合格者には書面で通知する。

## 8 第2次試験

## (1) 試験種目

作文試験及び人物試験

## (2) 試験の実施日(予定)

平成16年10月19日(火)及び10月27日(水)から10月29日(金)までのうち指定する1日

## (3) 試験地

山形市、三川町

## 9 最終合格者発表(予定)

平成16年11月下旬に山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

## 10 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者はそれぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

## 11 受験手続

## (1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

なお、郵便で受験申込書の請求を行う場合は、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を必ず同封すること。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書等に必要事項を記入し、本人の写真を写真欄にはり、80円切手をはったあて先明記の受験票返信用封筒(長形3号封筒)を添付し、山形県人事委員会事務局(山形市松波二丁目8番1号 郵便番号990-8570)に郵送するか又は直接持参すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に「 受験」( は試験区分名。)と朱書するとともに、配達記録郵便又は簡易書留等の確実な方法によること。

## (3) 受験申込期間

平成16年8月16日(月)から9月3日(金)まで(持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで。)

なお、郵送による申込みは、平成16年9月3日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

## 12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、山形県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験に関する問い合わせを郵便で行う場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

## 別 表

## 専門試験(多枝選択式)出題分野

| 試験区分    | 出 題 分 野                                       |
|---------|-----------------------------------------------|
| 土 木     | 数学・物理・情報技術基礎、土木設計、水理、土質力学、測量、土木計画、土木施工        |
| 農 業 土 木 | 農業水利、農業土木設計、測量、農業土木施工、農地開発、農業基礎、農業情報処理、生物工学基礎 |

## 公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成16年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成16年 8 月 6 日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 平成16年11月12日(金) 午前10時から正午まで  
 (2) 場 所 山形県工業技術センター講堂 山形市松栄二丁目2番1号

2 受験手続

受験願書を平成16年9月21日(火)から同年10月8日(金)までの間に山形市松波二丁目8番1号商工労働観光部産業政策課に提出すること(郵便による提出の場合は、10月8日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。)

3 その他

詳細については、商工労働観光部産業政策課鉦政係(電話023(630)2361)に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに米沢市役所において平成16年12月6日まで縦覧に供する。

平成16年 8 月 6 日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

徳町ショッピングセンター  
 米沢市徳町440番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

福田道路株式会社 新潟県新潟市川岸町一丁目53番地1  
 代表取締役 三浦 克彦

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 (変更前)

| 名 称          | 住 所                   | 代表者の氏名    |
|--------------|-----------------------|-----------|
| 株式会社 ヤマダ電機   | 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11   | 山 田 昇     |
| 株式会社 し ま む ら | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 | 藤 原 秀 次 郎 |
| 株式会社 ア ベ イ ル | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 | 島 村 治 伸   |
| 今 井 正 典      | 群馬県佐波郡玉村町大字南玉329番地3   |           |

(変更後)

| 名 称          | 住 所                   | 代表者の氏名    |
|--------------|-----------------------|-----------|
| 株式会社 ヤマダ電機   | 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11   | 山 田 昇     |
| 株式会社 し ま む ら | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 | 藤 原 秀 次 郎 |

|              |                         |         |
|--------------|-------------------------|---------|
| 株式会社 ア ベ イ ル | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番 4 号 | 島 村 治 伸 |
|--------------|-------------------------|---------|

## 4 変更年月日

平成16年 5 月10日

## 5 届出年月日

平成16年 7 月20日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年12月 6 日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに米沢市役所において平成16年12月 6 日まで縦覧に供する。

平成16年 8 月 6 日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

徳町ショッピングセンター

米沢市徳町440番 1 外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

福田道路株式会社 新潟県新潟市川岸町一丁目53番地 1

代表取締役 三浦 克彦

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## イ 駐輪場の位置

（変更前）縦覧に供する図面のとおり

（変更後）縦覧に供する図面のとおり

## ロ 荷さばき施設の位置

（変更前）縦覧に供する図面のとおり

（変更後）縦覧に供する図面のとおり

## ハ 廃棄物等の保管施設の位置

（変更前）縦覧に供する図面のとおり

（変更後）縦覧に供する図面のとおり

## (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

| 小売業を行う者  | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考 |
|----------|---------|---------|-----|
| 株式会社しまむら | 午前10時   | 午後 8 時  |     |
| 株式会社アベイル | 午前10時   | 午後 8 時  |     |

(変更後)

| 小売業を行う者  | 開店時刻  | 閉店時刻 | 備考 |
|----------|-------|------|----|
| 株式会社しまむら | 午前10時 | 午後9時 |    |
| 株式会社アベイル | 午前10時 | 午後9時 |    |

□ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時から午後9時まで

(変更後) 終日

## 4 変更年月日

(1) 3の(1)に掲げる事項(縦覧に供する図面中、D棟に係るものに限る。)

平成17年3月21日

(2) 3の(1)に掲げる事項(縦覧に供する図面中、D棟に係るものを除く。)

平成16年8月3日

(3) 3の(2)に掲げる事項

平成16年7月21日

## 5 届出年月日

平成16年7月20日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年12月6日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成16年4月から平成16年6月まで実施した平成15年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成16年8月6日

|         |    |   |       |
|---------|----|---|-------|
| 山形県監査委員 | 鈴木 | 木 | 正法    |
| 山形県監査委員 | 広  | 谷 | 五郎左工門 |
| 山形県監査委員 | 加  | 藤 | 淳二    |
| 山形県監査委員 | 濱  | 田 | 宗一    |

## 第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関54箇所について、次のとおり実施した。

| 監査対象機関       | 実施年月日      | 担当監査委員        |
|--------------|------------|---------------|
| 海浜青年の家       | 平成16年4月26日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 鳥海学園         | 平成16年4月26日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 庄内職業能力開発センター | 平成16年4月26日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 酒田商業高等学校     | 平成16年4月26日 | 鈴木 正法・濱田 宗一   |
| 遊佐高等学校       | 平成16年4月27日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |

|              |            |               |
|--------------|------------|---------------|
| 酒田西高等学校      | 平成16年4月27日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 酒田工業高等学校     | 平成16年4月27日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 酒田警察署        | 平成16年4月27日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 酒田東高等学校      | 平成16年4月28日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 産業技術短期大学校庄内校 | 平成16年4月28日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 砂丘地農業試験場     | 平成16年4月28日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 養豚試験場        | 平成16年4月28日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 園芸試験場        | 平成16年4月28日 | 鈴木 正法・濱田 宗一   |
| 森林研究研修センター   | 平成16年4月28日 | 鈴木 正法・濱田 宗一   |
| 薬用植物園        | 平成16年4月28日 | 鈴木 正法・濱田 宗一   |
| 山形空港事務所      | 平成16年4月28日 | 鈴木 正法・濱田 宗一   |
| 環境科学研究センター   | 平成16年4月28日 | 鈴木 正法・濱田 宗一   |
| 鶴岡北高等学校      | 平成16年5月10日 | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 温海警察署        | 平成16年5月10日 | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 加茂水産高等学校     | 平成16年5月10日 | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 鶴岡工業高等学校     | 平成16年5月10日 | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 庄内食肉衛生検査所    | 平成16年5月11日 | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 庄内教育事務所      | 平成16年5月11日 | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 水産試験場        | 平成16年5月11日 | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 鶴岡中央高等学校     | 平成16年5月11日 | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 鶴岡南高等学校      | 平成16年5月12日 | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 鶴岡警察署        | 平成16年5月12日 | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 金峰少年自然の家     | 平成16年5月12日 | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 村山教育事務所      | 平成16年5月12日 | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 病害虫防除所       | 平成16年5月17日 | 加藤 淳二・濱田 宗一   |

|              |            |               |
|--------------|------------|---------------|
| 山形警察署        | 平成16年5月18日 | 加藤 淳二・濱田 宗一   |
| 自動車税事務所      | 平成16年5月18日 | 加藤 淳二・濱田 宗一   |
| 高度技術研究開発センター | 平成16年5月18日 | 加藤 淳二・濱田 宗一   |
| 工業技術センター     | 平成16年5月18日 | 加藤 淳二・濱田 宗一   |
| 産業技術短期大学校    | 平成16年5月18日 | 加藤 淳二・濱田 宗一   |
| 福祉相談センター     | 平成16年5月19日 | 加藤 淳二・濱田 宗一   |
| 総合療育訓練センター   | 平成16年5月19日 | 加藤 淳二・濱田 宗一   |
| 農業試験場        | 平成16年5月19日 | 加藤 淳二・濱田 宗一   |
| 保健医療大学       | 平成16年5月19日 | 加藤 淳二・濱田 宗一   |
| 農業大学校        | 平成16年5月25日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 農業研究研修センター   | 平成16年5月25日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 最上教育事務所      | 平成16年5月25日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 新庄警察署        | 平成16年5月25日 | 鈴木 正法・濱田 宗一   |
| 新庄神室産業高等学校   | 平成16年5月25日 | 鈴木 正法・濱田 宗一   |
| 最上地区水道事務所    | 平成16年5月25日 | 鈴木 正法・濱田 宗一   |
| 大阪事務所        | 平成16年5月27日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 名古屋事務所       | 平成16年5月28日 | 広谷五郎左工門・加藤 淳二 |
| 東京事務所        | 平成16年5月28日 | 鈴木 正法・濱田 宗一   |
| 米沢警察署        | 平成16年6月29日 | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 米沢女子短期大学     | 平成16年6月29日 | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 置賜教育事務所      | 平成16年6月29日 | 鈴木 正法・加藤 淳二   |
| 中央病院         | 平成16年6月29日 | 広谷五郎左工門・濱田 宗一 |
| がん生活習慣病センター  | 平成16年6月29日 | 広谷五郎左工門・濱田 宗一 |
| 救命救急センター     | 平成16年6月29日 | 広谷五郎左工門・濱田 宗一 |

## 第2 監査の結果

## (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

## ア 環境科学研究センター

(ア) 事務所移転に係る土地、建物等の財産台帳が未調製であり、財産の管理が適切でないものがある。

## イ 鶴岡北高等学校

(イ) 授業料の減額調定が遅延したものがある。また、窓口で収納した現金の金融機関への払い込みが遅延したものがある。

## (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

## ア 収 入

(ア) 教育財産使用許可に係る、調定手続き及び納入通知が遅延しているものがある。(加茂水産高等学校)

(イ) 水産加工品の売り払いに係る、現金の出納員への引継ぎ並びに金融機関への払い込みが遅延しているものがある。(加茂水産高等学校)

(ウ) 受験料に係る県証紙収入において、消印がなされていない。(新庄神室産業高等学校)

## イ 支 出

(イ) 旅費支給事務で、概算払いをした旅費の精算が2ヶ月以上遅延しているものがある。(酒田東高等学校)

(ロ) 物品購入において、納入検査完了から支払いまで6ヶ月を経過しているものがある。(農業研究研修センター)

## ウ 財 産

(ア) 公有財産の不用処分手続き及び異動報告がなされていないものがある。(環境科学研究センター)

(イ) 教育財産の目的外使用許可で、電柱1本が漏れているものがある。(加茂水産高等学校)

(ロ) 2校統合に伴う財産の所管換え通知を受けているが、財産台帳が整備されていない。(新庄神室産業高等学校)

(ハ) 所管換えを受けた旧校舎の解体をしたが、財産の用途廃止手続きを行っていない。(新庄神室産業高等学校)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年 8月 6日

山形県立中央病院長 齋 藤 幹 郎

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階第2会議室

(2) 日 時 平成16年9月24日(金) 午前10時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称 A重油(JIS1種2号)

(2) 調達予定数量 2,700キロリットル

(3) 納入期間及び納入方法 平成16年10月1日から平成17年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。

(4) 納入場所 山形県立中央病院

(5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札公告の日付 平成16年2月10日

## 4 入札参加者の資格

特定調達契約に係る競争入札参加資格に関する公告(平成16年1月23日付け山形県公報第1510号)により公示された資格を有すること。

5 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等



山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院経営課用度係 電話番号023(685)2623

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

8 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

9 契約の手續きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (2) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (4) 詳細については入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Fuel Oil 2, 700kl
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. September 24, 2004
- (3) Contact point for the notice: Accounting Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023-685-2623

平成16年8月6日印刷  
平成16年8月6日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056